

埼玉福利厚生援護会だより

平成26年新春号

新年あけまして
おめでとうござい
ます

旧年中は職員・役員一同大変お世話になりました。
ありがとうございました。

旧年中は、労働保険（労災保険・雇用保険）、社会保険（健康保険・厚生年金）の加入促進が強力に進められました。国の入札においても、法律を守っている企業を優先するという方針で進んでおります。また、大手建設会社（ゼネコン）も国に倣って、法律を守っている企業のみ、業務を発注するようになってまいりました。

その他、育児休業制度（最高一年半、保障を受けながら育児に専念できる制度）の普及により、二人三人と子供を生んで、この制度を利用する人も増えております。日本の人口も今後は増える事が期待されます。介護休業制度におきましても、家族を介護するため、一定の期間休業又は休暇を取得することができる制度が整備されてきております。


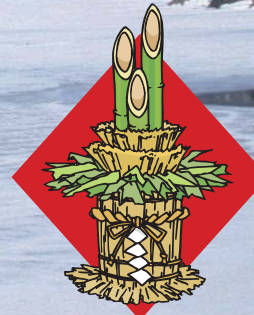
また、会社の労務管理に関しては、平成二十五年四月一日より、希望する者全員の六十五歳までの雇用が法的に義務付けられました。全ての事業所において、就業規則に明記し、実施する必要がありますので、ご留意ください。このことを怠ると、六十五歳までの未支給の賃金の支払い義務が生じ、制度化していない事業所は大変な問題になることが予想されます。

こうして、日本の社会保険、社会保障、福利厚生制度については、年々充実していくことになりました。成熟していく社会においては、人間の心の満足度を充足させる制度になっていくのです。

私たちも、制度について十分研究し、皆様方にお届けするつもりでございます。今後ともよろしくお願いいたします。

平成二十六年 元旦

職員・役員一同

- 
- P2~3 平成24年、25年の主な労働関係の法改正
 - P4~5 労災の原因の第1位と第2位
 - P6 お仕事中・通勤中に怪我をした場合の対処
 - P7 法改正情報
話題のトピックス 限定正社員
 - P8 社会保険（労災保険・雇用保険・健康保険・厚生年金）に
加入しましょう
- 

会長の西村と所員がブログを更新しております。

「西村治彦の日記」「西村社会保険労務士事務所だより」で検索してください。

当会にて社会保険（健康保険・厚生年金）のお手続きをいたします。お電話ください。

(TEL) 048-640-6543 (代)